

■委託会社の詳細情報

委託会社名：クローバー・アセットマネジメント株式会社

設立年月日：平成 18 年 3 月 28 日

資本金：280 百万円

運用する信託財産の合計純資産総額：1,723 百万円

(資本金、運用純資産の合計純資産総額は、平成 25 年 2 月末現在のものです。)

■商品分類及び属性区分表

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	株式	その他資産 (投資信託 証券 (株式一般))	年 1 回	グローバル (日本含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (適時ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「コドモファンド」(以下「当ファンド」といいます)の募集について、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年3月22日に関東財務局長に提出しております。当該届出の効力発生の有無については、表紙記載のお問い合わせ先にてご確認いただけます。なお、効力が生じていない場合は、本書に記載された内容について訂正されることがあります。

- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者(投資者)の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されております。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、複数のファンドに分散投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ(※次頁参照)方式により、投資家の方々に長期の株式投資を提供することを目的にし、信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。

ファンドの特色

1

「長期投資」

世界経済は大きなサイクルでダイナミックに変化しており、それに伴って、株式や債券、商品、不動産等の資産価格も変動しています。短期的な動きには追従せずに、長期的な視点で世界を俯瞰した運用を行います。

2

「分散投資」

政治・経済の様々なリスクに対応するために、国や地域、資産そして時間を分散させます。分散投資をより効率的に行うために、国内外の複数のファンドに投資します。

3

「厳選したファンド」

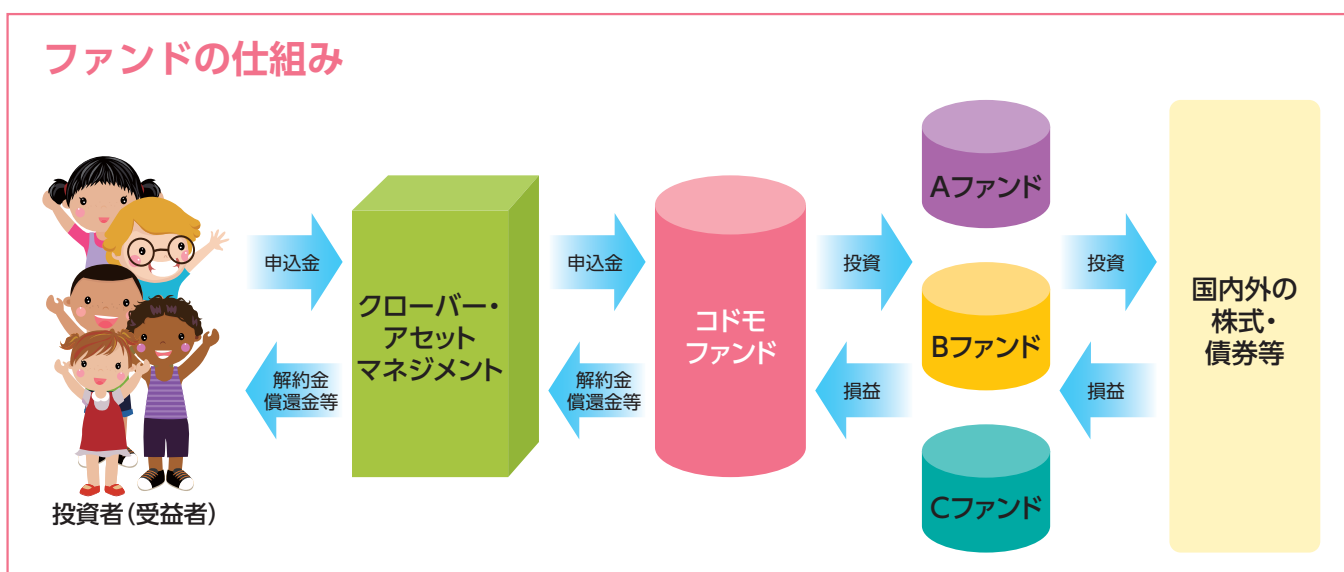
当ファンドの目的や運用方針を共有できる運用会社を厳選し、その会社が運用するファンドに投資します。

また組入れにあたっては、国内外のETF(上場投資信託証券及び上場投資証券)に投資する場合があります。

資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ファンド・オブ・ファンズとは

投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。ファンドが主要投資対象とする投資信託（「指定投資信託証券」といいます。）の中には、直接株式市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。



資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

a. 収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に原則として、以下の方針に基づいて分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。但し、分配対象額が少額の場合等の理由により分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

収益分配にあてなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

b. 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（委託会社の指定する第一種金商品取引業者及び登録金融機関を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

※ 収益分配金を再投資する場合は、販売手数料はかかりません。

投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として、信託財産の純資産総額の50%未満とします。但し、約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については制限を設けません。
- 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので（ファンド・オブ・ファンズ方式といいます。）基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、外貨建資産に投資する場合、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。従って、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

主なリスクは以下の通りですが、当ファンドに係る全てのリスクを完全には網羅しておりませんので、ご注意ください。

基準価額の変動要因

① 価格変動リスク

当ファンドは、国内外の株式等へ投資する投資信託を通じて、間接的に株式等へ投資します。株価は、国内外の政治・経済情勢、株式等の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また短期間に大幅に変動することがあります。一般に、新興国の株式等は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。

② 為替変動リスク

世界各国の通貨建有価証券等に投資する場合、円貨ベースの資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは、一般に当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により変動します。従って、これらの影響を受け、基準価額が変動する可能性があります。

③ カントリーリスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により混乱が生じた場合には、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。その場合に基準価額は下落し、損失を被る場合があります。

④ 信用リスク

間接的に投資する株式について、発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は、価格下落の要因のひとつであり、それにより基準価額が下落することがあります。

⑤ 流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、組入有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

⑥ 大量解約に伴うファンドの資産売却によるリスク

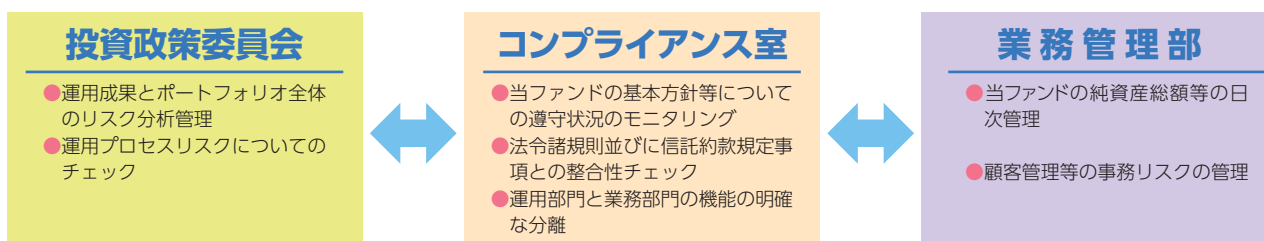
一時に相当金額の解約申込があった場合、資金手当てのために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、当該保有資産を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、結果として基準価額が下落する場合があります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払い対象となりません。

リスクの管理体制

クローバー・アセットマネジメント株式会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



運用実績

基準価額・純資産総額の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益の推移

該当事項はありません。

■SBI小型成長株ファンド ジェイクルール (適格機関投資家専用)

ファンドに係る費用	信託報酬	純資産総額に対して年率1.113% (税抜: 1.06%) (委託会社 1.05%、販売会社 0.0105%、受託会社 0.0525%) (税抜: 委託会社 1.0%、販売会社 0.01%、受託会社 0.05%) ※委託会社の報酬には、投資顧問(助言)会社への支払報酬を含みます。	
	販売手数料	ありません	信託財産留保金 ありません
	その他費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。	
その他	委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 一般社団法人 投資信託協会加入/一般社団法人 日本投資顧問業協会加入	

■SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン (適格機関投資家専用)

ファンドに係る費用	信託報酬	純資産総額に対して年率1.113% (税抜: 1.06%) (委託会社 1.05%、販売会社 0.0105%、受託会社 0.0525%) (税抜: 委託会社 1.0%、販売会社 0.01%、受託会社 0.05%) ※委託会社の報酬には、投資顧問(助言)会社への支払報酬を含みます。	
	販売手数料	ありません	信託財産留保金 ありません
	その他費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。	
その他	委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 一般社団法人 投資信託協会加入/一般社団法人 日本投資顧問業協会加入	

■SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用)

ファンドに係る費用	信託報酬	純資産総額に対して年率1.113% (税抜: 1.06%) (委託会社 1.05%、販売会社 0.0105%、受託会社 0.0525%) (税抜: 委託会社 1.0%、販売会社 0.01%、受託会社 0.05%) ※委託会社の報酬には、投資顧問(助言)会社への支払報酬を含みます。	
	販売手数料	ありません	信託財産留保金 ありません
	その他費用	信託財産に係る租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。	
その他	委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 一般社団法人 投資信託協会加入/一般社団法人 日本投資顧問業協会加入	

■コモンズ30ファンド (適格機関投資家専用)

ファンドに係る費用	信託報酬	純資産総額に対して年0.63% (税抜 年0.6%) (委託会社 年0.5775% 販売会社 年0.0105% 受託会社 年0.042%) (税抜: 委託会社 年0.55% 販売会社 年0.01% 受託会社 年0.04%)	
	販売手数料	ありません	信託財産留保金 ありません
	その他費用	信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産中から支弁します。また、この信託の監査に係る費用として、純資産総額の年0.05% (税抜き)又は32万円(税抜き)を上限として負担いただけます。	
その他	委託会社	コモンズ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2061号 一般社団法人 投資信託協会加入	

■さわかみファンド

ファンドに係る費用	信託報酬	純資産総額に対して年率1.05% (税抜 1.0%) (委託会社 年0.5775% 販売会社 年0.3675% 受託会社 年0.105%) (税抜: 委託会社 年0.55% 販売会社 年0.35% 受託会社 年0.1%)	
	販売手数料	ありません	
	信託財産留保金	1.5% (但し、一部解約の額が信託財産留保金の控除前で50万円以下の場合に限り、信託財産留保金は控除されません。)	
	その他費用	①ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、及び売買委託手数料に対する消費税相当額等の費用は、信託財産が負担します。 ②その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が支弁します。	
その他	委託会社	さわかみ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第328号 一般社団法人 投資信託協会加入/一般社団法人 日本投資顧問業協会加入	

■ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA (適格機関投資家限定)

ファンドに係る費用	信託報酬	純資産総額に対して年率1.05% (消費税込) (委託会社 0.6% 販売会社 0.3% 受託会社 0.1%) ※内訳は概算値となります。また、小数点第2位以下を切り捨てています。	
	販売手数料	ありません	信託財産留保金 ありません
	その他費用	信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。 ①組入価証券の売買時の売買委託手数料 ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用 (信託財産の規模などを考慮し、係る費用の一部を委託会社の負担とすることができます。)、借入金の利息及び立替金の利息等	
その他	委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第1696号 一般社団法人 投資信託協会加入/一般社団法人 日本投資顧問業協会加入	

■ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA (適格機関投資家限定)

ファンドに係る費用	信託報酬	純資産総額に対して年率1.05% (消費税込) (委託会社 0.6% 販売会社 0.3% 受託会社 0.1%) ※内訳は概算値となります。また、小数点第2位以下を切り捨てています。	
	販売手数料	ありません	信託財産留保金 ありません
	その他費用	信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁されます。 ①組入価証券の売買時の売買委託手数料 ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用 (信託財産の規模などを考慮し、係る費用の一部を委託会社の負担とすることができます。)、借入金の利息及び立替金の利息等	
その他	委託会社	日本コムジェスト株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第1696号 一般社団法人 投資信託協会加入/一般社団法人 日本投資顧問業協会加入	

■アーカス・ジャパン・ファンド インスティテューショナル・クラス (ルクセンブルグ籍 円建て外国投資信託受益証券)

ファンドに係る費用	信託報酬	年率1%に加えて、毎決算時にTOPIXに対して超過した収益の中から20%が成功報酬として課されます。	
	販売手数料	ありません	信託財産留保金 0.2%
	その他費用	①カストディアンフィー：0.2% ②その他、ファンドの事務処理に要する費用、ファンドに関する法務、租税、監査、印刷、法律顧問費用など。	
その他	委託会社	アーカス・インベストメント・リミテッド	

■アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド インスティテューショナル・クラス (ルクセンブルグ籍 円建て外国投資信託受益証券)

ファンドに係る費用	信託報酬	年率1.5%に加えて、毎決算時にTOPIXに対して超過した収益の中から20%が成功報酬として課されます。	
	販売手数料	ありません	信託財産留保金 ありません
	その他費用	①カストディアンフィー：0.3% ②その他、ファンドの事務処理に要する費用、ファンドに関する法務、租税、監査、印刷、法律顧問費用など。	
その他	委託会社	アーカス・インベストメント・リミテッド	



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万円以上1円単位
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	原則として、購入代金の入金を確認できた日を購入申込受付日とします。
換金単位	1円以上1円単位
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込日	原則として、毎営業日に申込みを受付けます。
申込締切時間	原則として、午後3時までとします。受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取り扱いとします。
購入の申込期間	当初申込期間：2013年4月8日～2013年4月12日 継続申込期間：2013年4月15日～2014年5月20日 ※申込期間は、上記継続募集期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益権の購入・換金の申込受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金の申込みを取り消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：2013年4月15日）
繰上償還	委託会社は、この信託の純資産総額が10億円を下回るようになった場合、もしくはこの信託契約を解約することが、投資者（受益者）のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	当ファンドは、毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 1 分配対象額の範囲 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 2 分配対象額についての分配方針 委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。 但し、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わないことがあります。 3 留保益の運用方針 収益分配にあてなかった利益の運用については、特に制限を設けません。 委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。 当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は税金を控除した金額が自動的に再投資されます。 ※収益分配金を再投資する場合は、販売手数料はかかりません。
信託金の限度額	当初申込期間：500億円 継続申込期間：5,000億円
公 告	公告は電子公告（ http://www.clover-am.co.jp/ ）により行います。なお、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に運用報告書を作成し、投資者（受益者）に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金並びに解約時及び償還時の差益は課税の対象となります。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入・換金時手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	コドモファンドの運用管理費用(信託報酬) ※信託財産の純資産総額に対して年率1.05%(税抜1.0%)
	委託会社	年率0.5985%(税抜0.57%)
	販売会社	年率0.4200%(税抜0.40%)
	受託会社	年率0.0315%(税抜0.03%)
	投資対象とする投資信託証券	投資対象ファンドの名称 国内 SBI小型成長株ファンド ジェイクル (適格機関投資家専用) SBI中小型成長株ファンド ネクストジャパン (適格機関投資家専用) SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用) コモンズ30ファンド (適格機関投資家用) さわかみファンド ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA (適格機関投資家限定) ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA (適格機関投資家限定) 海外 アーカス・ジャパン・ファンド インスティテューショナル・クラス (ルクセンブルク籍 円建て外国投資信託受益証券) アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド インスティテューショナル・クラス (ルクセンブルク籍 円建て外国投資信託受益証券)
実質的な負担	1.9±0.25% (概算) ※各ファンドの組入れ比率が運用状況により変動するため、固定の料率等を表示することができません。 ※アーカス・ジャパン・ファンドとアーカス・ジャパン・ロングショート・ファンドは、運用管理報酬のほか成功報酬制度を導入しているため、その部分については、算定にあたり除外されています。 ※ETF等については、ファンド毎に管理報酬が異なるため、想定される組入れファンドの平均値を用いています。	
その他費用・手数料	①信託財産で間接的に負担する費用・税金 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等、ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料及び売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額の費用は、信託財産が支弁します。 ②その他 その他、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書及び目論見書など法定資料の作成・交付に係る費用並びに監査費用等は、信託財産から収受する信託報酬より委託会社が当該費用の一部又は全部を支弁します。但し、当該費用は信託財産の規模等により変動するため、事前に料率や上限等を表示することができません。	

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

※上記は2013年2月末現在の税法によるものです。2014年1月1日以降は20.315%となる予定です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になることがあります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

当社の金融商品取引契約に係わる役割

当社は、当ファンドの設定・運用、募集及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社の金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業及び同条第4項の規定に基づく投資運用業です。当社において投資信託の取引が行われる場合は、次の方法によります。

- お取引にあたっては、総合取引口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引は原則として、お客さまが当社の指定する銀行口座へ購入代金を送金し、当社がその入金及び注文内容を確認することで、その全額をもってファンドの購入申し込みの受付とします。
- お取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします。
- お取引をされたお客さまには、取引報告書のほか取引残高報告書を原則として3ヶ月ごとに作成し、ご報告します。年間を通してお取引がない場合でも、口座に残高があるお客さまには年1回「取引残高報告書」をお送りいたします。

当社の概要

商号等：クローバー・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2727号
本店所在地：〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地37 三番町葵ビル
加入協会：一般社団法人 投資信託協会
資本金：280百万円(平成25年2月末現在)
主な事業：第二種金融商品取引業、投資運用業
設立年月日：平成18年3月28日
連絡先：TEL 03-3222-1220(代表)
受付時間 9:00~17:00(土日祝・年末年始を除く)

苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先:0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

※契約締結前交付書面は、投資信託説明書(交付目論見書)の一部を構成するものではありません。

また、この情報は、投資信託説明書(交付目論見書)の記載情報ではありません。